

平成 28 年 2 月 24 日
消 防 庁

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（案）に対する意見募集の結果の公示及び政令の公布

消防庁では、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（案）の内容について、平成 28 年 1 月 7 日から平成 28 年 2 月 5 日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、1 件の意見の提出がありました。このたび、提出された意見に対する考え方を取りまとめましたのでお知らせします。

また、意見募集の結果等を踏まえて検討し、本日、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令を公布しましたので併せてお知らせします。

1 主な改正内容

非常勤消防団員等の公務上の災害等に対する損害補償に関し、同一の事由により他の法律による年金たる給付が支給される場合における傷病補償年金及び休業補償の額に乘じる調整率の改定を行います。

2 意見募集の結果

平成 28 年 1 月 7 日から平成 28 年 2 月 5 日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、1 件の意見の提出がありました。いただいた意見の概要及び意見に対する考え方については、別紙のとおりです。

3 政令の公布

消防庁では、意見募集の実施結果等を踏まえて検討し、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 46 号）を平成 28 年 2 月 24 日に公布しました。



（事務連絡先）

消防庁地域防災室 猪鼻補佐、酒井

TEL 03-5253-7561（直通）

FAX 03-5253-7576

【非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（案）についての御意見の概要及び御意見に対する考え方】

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	御意見の反映の有無
No. 1	障害厚生年金に合わせるものがあるところ、合わせるという点において妥当性があるため、本改正に賛成である。 一方で、障害厚生年金制度における制度改正には反対である。厚生労働省の予算要求による社会保障費が増大する一方で、不正・不当な支給があるため、他省庁が厳しい監督を行うべき。	本政令案に対する賛成意見として承ります。	無

○提出意見数：1件

※提出意見数は、提出意見者数としています。

※とりまとめの都合上、いただいた御意見は要約しております。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令概要

非常勤消防団員等の公務上の災害等に対する損害補償に関し、同一の事由により他の法律による年金たる給付が支給される場合における傷病補償年金及び休業補償の額に乗じる調整率の改定を行う。

1. 災害補償給付と公的年金給付の併給調整について

- 消防団員等公務災害補償制度による災害補償給付は、広い意味での社会保障給付の一環をなすものであり、当該給付の費用が公的に負担されていること等から、同一の事由について、「消防団員等公務災害補償制度による年金たる損害補償給付」と「他の法律による年金たる給付」（公的年金給付）が併給される場合には、「消防団員等公務災害補償制度による年金たる損害補償給付」に調整率を乗じた額を支給している（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号。以下「令」という。）附則第 3 条）。
- 災害補償給付と公的年金給付の併給調整については、労働者災害補償制度及び地方公務員災害補償制度等においても同様の制度が規定されており、消防団員等公務災害補償制度における調整率は、労働者災害補償保険法施行令（昭和 52 年政令第 33 号）及び地方公務員災害補償法施行令（昭和 42 年政令第 274 号）等に規定されている調整率と同じ率を用いている。

2. 改正の概要

- 同一の事由により厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）による障害厚生年金等が支給される場合に、①傷病補償年金、②休業補償の額に乗じる調整率について、次のように改定する（令附則第 3 条第 2 項及び第 5 項関係）。

損害補償の種類		併給される年金 たる給付	調整率		
			現行	改正後	
①	傷病補償年金（特殊公務災害※1の場合を除く。）	障害厚生年金等 ※2	0.86	0.88	
	傷病補償年金（特殊公務災害の場合に限る。）		第1級の傷病等級	0.90	0.91
			第2級の傷病等級	0.90	0.92
			第1級・第2級以外の傷病等級	0.91	0.92
②	休業補償		0.86	0.88	

※1 特殊公務災害とは、非常勤消防団員又は非常勤水防団員が、生命・身体に対する高度の危険が予測される状況下において人命の救助等に従事し、そのため公務上の災害を受けたものをいう（令第 11 条の 2）。

※2 厚生年金保険法による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）附則第 41 条第 1 項の規定による障害共済年金若しくは同法附則第 65 条第 1 項の規定による障害共済年金をいう（令附則第 3 条第 1 項）。

- 上記改定は、労働者災害補償保険法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 19 号）及び地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 15 号）の内容を考慮したものである。

3. 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

政令第四十六号

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十四条第一項、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第三十六条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）並びに水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第六条の二第一項及び第四十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項の表一の項下欄中「〇・八六」を「〇・八八」に改め、同表二の項下欄中「〇・九一（第一級又は第二級）」を「〇・九二（第一級）」に、「〇・九〇」を「〇・九一」に改め、同条第五項の表中「〇・八六」を「〇・八八」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この政令による改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令附則第三条第二項及び第五項の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第一条第三号に規定する傷病補償年金（以下この項において「傷病補償年金」という。）及び同条第二号に規定する休業補償（以下この項において「休業補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 ◎ 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

附 則

（他の法律による給付との調整）

第三條 略

2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の上欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合（前項に規定する場合を除く。）には、当分の間、この政令の規定にかかわらず、この政令の規定（第十二条の二を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の上欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給するものとし、その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

一 傷病補償 年金（第十 一条の二に 規定する公	一 障害厚生年金等	〇・八八
	二 略	略

附 則

（他の法律による給付との調整）

第三條 略

2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の上欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合（前項に規定する場合を除く。）には、当分の間、この政令の規定にかかわらず、この政令の規定（第十二条の二を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の上欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給するものとし、その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

一 傷病補償 年金（第十 一条の二に 規定する公	一 障害厚生年金等	〇・八六
	二 略	略

三 ・ 四 略	三 ・ 六 略	略	二 略	務上の災害に係るものを除く。）	二 傷病補償 年金（第十 一条の二に 規定する公 務上の災害 に係るもの に限る。）	一 障害厚生年金等	○・九二 （第一級 の傷病等 級に該当 する障害 に係る傷 病補償年 金にあつ ては、○ ・九一）
					略	略	略

3・4 略

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の上欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第五条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の上欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が二である場合にあつては、その合計額）を三百六十五で除して得た額を控除した残額を下

三 ・ 四 略	三 ・ 六 略	略	二 略	務上の災害に係るものを除く。）	二 傷病補償 年金（第十 一条の二に 規定する公 務上の災害 に係るもの に限る。）	一 障害厚生年金等	○・九一 （第一級 又は第二 級の傷病 等級に該 当する障 害に係る 傷病補償 年金にあ つては、 ○・九〇 ）
					略	略	略

3・4 略

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の上欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第五条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の上欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が二である場合にあつては、その合計額）を三百六十五で除して得た額を控除した残額を下

6 ・ 7 略	略	障害厚生年金等（当該損害補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	略	回る場合には、当該残額）を支給するものとする。
	略	○・八八	略	

6 ・ 7 略	略	障害厚生年金等（当該損害補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	略	回る場合には、当該残額）を支給するものとする。
	略	○・八六	略	